第14回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時:令和2年4月8日(水) 10時00分

場所:災害対策本部室(本庁舎3階)

- 1 開会
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による対策本部の設置宣言
- 3 本部長あいさつ
- 4 協議事項
- (1) 県新型コロナウイルス感染症対策本部(第3回)の概要について(危機管理部)
- (2) 各部局の現在の対応状況について(各部局)
- 5 その他
- 6 閉会

【新型インフルエンザ等対策特別措置法 (抜粋)】

(市町村行動計画)

- 第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等 対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。
 - 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する 措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携 に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市 町村長が必要と認める事項

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

- 第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で 定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。
 - 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

新型コロナウイルス感染症 対策本部(第3回)

日時:令和2年4月8日(水) 午前9時~

場所:鳥取県庁災害対策本部室(第2庁舎3階)

※各総合事務所等とテレビ会議を接続

出席:知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、総務部、

地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局、商工労働部、

農林水産部、教育委員会、東部地域振興事務所、中部総合事務所、

西部総合事務所、日野振興センター、東京本部、関西本部、

鳥取市保健所

アドバイザー(鳥取大学景山教授、同大学千酌教授)

※各市町村、消防局には衛星配信を実施

会議内容

- 1 政府による緊急事態宣言の骨子
- 2 新型コロナウイルス感染症対策行動計画について
- 3 県民へのメッセージについて
- 4 緊急事態宣言発令を踏まえた各部局の対応に ついて
- 5 その他

国内における感染者数

国内における感染者数

4,347人(44都道府県)

※クルーズ船	712人
チャーター便	14人
検疫時等	84人

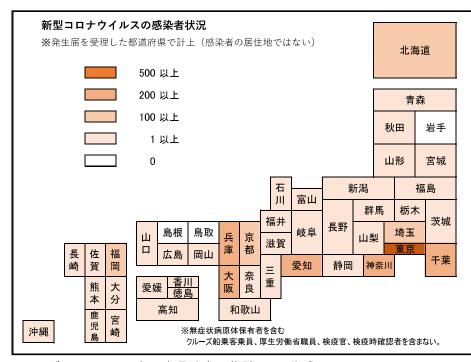
5,157人

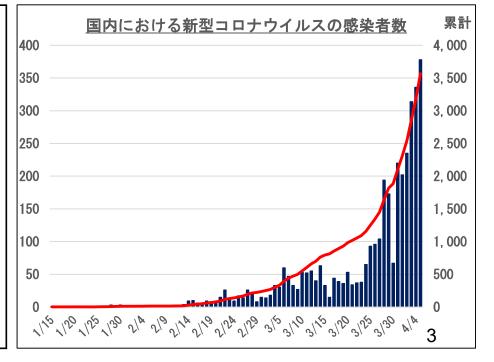
(大)文时 订

総計

本県における現状

- ○患者発生なし
- OPCR検査件数(4/7現在) 255件(全て陰性)
- ○発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数(4/7現在)
 - 3,675件(東部1,795件、中部484件、西部1,396件)





※図、グラフは、4/6現在の本県独自の集計により作成

1 政府による緊急事態宣言の骨子

対象地域の知事に付与される権限の概要

- 〇不要不急の外出の自粛要請
- ○学校や福祉施設、映画館、百貨店など大 規模施設の使用制限の要請・指示
- 〇大規模イベントの開催制限の要請・指示
- 〇臨時医療施設開設のため所有者の同意 がなくても土地や建物の使用が可能。
- 〇医薬品や食品などの売り渡し要請、収用 など

2 新型コロナウイルス感染症対策行動計画について

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画の改正について

4月7日に、新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言がされたことを踏まえ、本県の<u>新型コロナウイルス感染症対策行動計画について、緊急事態措置に係る</u>規定を整理するとともに、次の内容を追加する。

- 1. 「予防・まん延防止」について、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく<u>緊急事態措置の対象となる事業活動</u>のほか、一定の事業活動の自粛を呼びかける。
- 2. 他の都道府県に緊急事態宣言がされている場合の対応
 - (1)県民、事業者等への当該都道府県への往来を控えるよう要請。
 - (2) 緊急事態宣言がされている都道府県から<u>転入等してきた者に対して、14</u>日間は、やむを得ない場合を除き、外出自粛を要請
 - (3) 緊急事態宣言がされている都道府県から<u>転校等してくる児童生徒に、14</u> 日間の出席停止
 - (4) 緊急事態宣言がされている都道府県から児童が<u>保育施設等に転入してくる</u>場合、感染拡大防止措置を講じた上で、<u>受入に向けた利用調整を行うよう市</u>町村等へ要請

3 県民へのメッセージについて

県民の皆様 県内にいらっしゃった皆様へ

- ○1メートル、できれば2メートルのソーシャルディスタンス(他者との距離)をとりましょう。
- ○手洗いまたは手指消毒、マスク着用を始めとした咳エチケットに加え、三つの「密」※を避けましょう。 ※「密閉空間」「密集した場所」「密接した会話」
- ○風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、適切な医療機関をご紹介しますので、まず、 「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。 電話:0857-22-5625(鳥取市保健所)、0858-23-3135・0858-23-3136(倉吉保健所)、0859-31-0029(米子保健所)
- ○医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従うようにしましょう。

県民の皆様へ

○緊急事態宣言が出ている地域との間の往来については、日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、平 日・休日を問わず可能な限り控えてください。

また、その他感染が拡大している地域についても、不要不急の往来を控え、感染拡大防止に協力しましょう。

【緊急事態宣言が出ている地域】

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県

【令和2年4月7日現在感染拡大しており外出自粛が求められている地域(緊急事態宣言が出ている地域を除く)】※都道府県、政令指定都市のみ 北海道、宮城県、茨城県、新潟県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、和歌山県、岡山県、徳島県、香川県、熊本県、大分県、仙台市、新潟 市、

能太市

県内にいらっしゃった皆様へ

- ○緊急事態宣言が出されている地域から鳥取県にお越しの皆様来県後14日間は、やむを得ない場合を除き、居宅・居所から外出を控えていただきますようお願いします。
- ○緊急事態宣言対象地域以外の感染が拡大している地域から鳥取県にお越しの皆様 自らが感染を拡大する原因となる可能性を十分に意識して、「三つの密」を避け、咳エチケットに配慮していた だくなど、慎重に行動をお願いします。

4 緊急事態宣言発令を踏まえた各部局の 対応について

令和新時代創造本部の対応

- ○緊急事態宣言の発令、緊急経済対策の決定等、新たな 局面となったことを踏まえ、県民への情報発信を強化。
 - ・とりネットトップページのバナーでのお知らせを拡充(1枚→4枚)
 - ・特設サイトを、県民向け、事業者向け、医療・福祉関係者向け、県外から いらっしゃった方向け等に再編成
 - ・SNSでの発信回数増

(参考) とりネットトップページのバナー例

県民の皆様へのお願い

- ・緊急事態宣言対象地域との往来を、可能な限り控えてください
- ・その他の感染拡大地域についても不要不急の往来を控えてください
- ・他者との距離を1~2mあけ、手洗い、咳エチケットで予防しましょう
- ・風邪症状、味覚・嗅覚異常があるときなどは、外出を控えてください
- ・3つの「密」(密閉、密集、密接)を避けましょう

詳細はコロナ特設サイトへ

総務部の対応

■県外本部の対応について

- ✓ 県外本部 (東京本部・関西本部・名古屋代表部) は、「休業」とする。
 ⇒ 県ホームページ等に休業のお知らせを掲載する。
- ✓ ただし、電話対応や特別な事情により来庁された方等の対応などは、電話転送等を含め、行うものとする。
- ✔ 従って、職員は、原則として鳥取県内へ帰任する。
- ✓ 帰任した職員は、県内で2週間の自宅待機・リモートワークを経た 後、県庁等の業務に従事する。

総務部の対応

■ 職員の出張制限等について

緊急事態宣言対象区域(東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪・兵庫・福岡)への出張	出張制限
緊急事態宣言対象区域外への県外出張	不要不急の出張を制限
国外出張	出張を一律禁止

■県職員採用試験の一部延期について

5月10日(日)に一次試験を予定していた鳥取県職員採用試験 (氷河期世代チャレンジ枠・大卒(キャリア総合コース))については、 試験会場に東京・大阪も含まれていることから、「延期」する。(同日に実 施予定としていた警察官採用試験(1回目)も延期)

同様の事例(大人数が集まる試験など)についてもそれぞれの機関において、実施方法の工夫や延期などを検討する。

総務部の対応

■予防的BCPの実施について

職員の感染を予防するとともに、職員が感染した場合においても、県庁の業務継続を図り、県民生活・県民経済への影響を最小限に抑えるため予防的BCPを実施する。

ボックアップ体制の構築	ぐ例〉 ・公金の支払が止まらないよう、財務会計業務を担う所属 (統括審査課、庶務集中課)を2グループに分け、会議 室を活用して別々の執務室で業務を行う。(※在宅勤 務が困難な業務) ・還付等の税務業務については、各県税事務所・税務課 の間で相互にバックアップを行う。
鳥取型オフィスシステムの更なる徹底	・ソーシャルディスタンス(他者との物理的距離)を確保するため、職員の執務机の配置の見直し等(「鳥取型オフィスシステム」)を更に徹底する。 ・執務室内の職員密度を下げるため、県内感染期には、 所属の1/3程度の職員を在宅勤務に切り替えることを検 討する。

商工労働部の対応

- ■新型コロナウイルス感染症拡大にともなう『緊急事態宣言』(4/7)を受け 商工団体・企業等に対して、以下の点について周知【4/8実施】
- ① 緊急事態宣言が出ている地域との不要不急の往来を控えてください。
- ② 緊急事態宣言が出ている地域から鳥取県へ戻ってくる(転入・出張等)従業員等に対しては
 - 来県後14日間は、在宅勤務等にて健康状態を確認してください。
 - 〇 風邪症状や味覚・臭覚への違和感など、<u>体調に変化のあった場合は「発熱・帰国者・</u> 接触 者相談センター」への電話等、適切な対応をお願いします。
- ③ 緊急事態宣言が出ている地域において必要となる活動・勤務については、可能な限りテレワーク(在宅勤務等)、テレビ会議、時差出勤等の活用を推進してください。
- ④ 引き続き、以下の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底してください
- ・ 従業員同士、お客様等とのソーシャルディスタンス(他者との物理的距離)の確保
- 感染拡大を防止するため、①密閉空間、②多くの人の密集する場所、③密接した会話を避けること、④手洗い・咳エチケットなど感染予防の徹底
- ≪『緊急事態宣言』による県内企業等への影響≫ * 商工団体等調べ
- 緊急事態宣言のインパクトによる旅行者(インバウンド含)の減少を危惧している。[観光業界]
- 本社(大阪)と東京支店では、緊急事態宣言の今後の動向を注視。[メーカー企業]
- 現時点での影響はないが、(緊急事態宣言の対象地域の)物流が減れば歩合制の個人ドライバーに 影響[運送業]
- 本社が東京にあるブランド商品のテナントが連動して休業。[大規模小売店]
- 東京から保菌者の地方への移動による感染発生を心配している。[商店街組合]

農林水産部の対応

■ 緊急経済対策について、農林水産業各団体と意見交換を行いながら、 今必要なこと、収束段階で必要なことに分けて対策を実施。

【現場からの要望等】

- ○訪日外国人の減少等で<u>高価格帯の和牛肉の消費が著しく落ち込み</u>、<u>枝肉価格の</u>下落や出荷が制限されるなど和牛肥育農家を取り巻く環境が悪化。
- ○高級県産魚の消費が減少しており、<u>県産魚の消費下支えの対策が必要。</u>
- ○県産農畜水産物及びその加工品は、試食宣伝等が出来ず影響を受けている。 おもちかえり等へ消費スタイルが変わってきており、対応が急務。

[参考]県施設の対応状況

- ○農業大学校(学生の生活、授業料の減免)
 - ・4月7日に始業式、4月9日に入学式を、感染予防を徹底の上、開催。
 - ・「緊急事態宣言」が出された地域から移動してきた学生は、2週間、国際農業交流館で生活。
 - ・新型コロナウイルスの影響で、保護者が休業や離職、会社の倒産、売上の減少等により収入が著しく減少したため、授業料の支弁が困難となった者に対し、授業料を減免する。

○境港水産物地方卸売市場(感染防止対策の徹底等)

- ・市場業務継続に向けた段階的取組について話し合いを重ねており、マスク着用などは先行して取り組むこととし、近々、行動計画として確定。
- ・関係者のマスク着用の徹底や見学者の施設入場禁止等の感染防止対策の徹底について 3月2日、4月6日に関係者へ通知。
- ・マスクが入手しにくい関係者用に、布マスクを斡旋中。

教育委員会の対応

【緊急事態宣言後の学校の対応方針】

- ·緊急事態宣言対象地域から児童生徒が転校してくる場合は、14日間の出席停止 とする
- ・その間、オンライン学習など、自宅での学習機会を確保
- ・保護者に対し、体調の確認、咳エチケット、手洗い等の感染防止対策を行うこと、 発熱等の風邪症状や嗅覚・味覚の異変等がある場合は、発熱・帰国者・接触者 相談センターに電話相談し、その指示に従うことを要請
 - ※市町村教育委員会にも、県立学校と同様の対応を要請

【学校の衛生管理の徹底】

- 手洗いの徹底やドアノブなど児童生徒が手を触れる箇所やボールなど共用物品の消毒
- •1時間に5~10分程度のこまめな換気、密集しない空間確保の工夫、近距離での会話や発声等を 避ける等、3つの密(密閉、密集、密接)の回避

【保護者の皆様への協力依頼】

- ・家庭から学校に送り出す際の健康観察の徹底(登校前の検温、発熱等風邪症状や味覚・嗅覚の異常 等体調不良の場合は登校を控える 等)
- 教室等の換気(窓開放)に伴う肌寒さに備えた服装、マスクの着用等の配慮
- •帰宅時、食事前などこまめな手洗いの徹底
- 人が集まる場所への外出をできるだけ控える

子育で・人財局の対応

> 保育所について

【県内に緊急事態宣言がされた場合】

県は、特措法第45条第2項に基づき、保育所等に対し、感染拡大の状況や事業所の事業自粛等の状況により、期間を定めて、臨時休業の要請を行うことを検討する。

(なお、医療従事者等、自宅での監護が困難と考えられる幼児に限定した合同保育等の代替策の検討に ついて、あらかじめ県から市町村に依頼する。)

【他の都道府県に緊急事態宣言がされている場合】

政府の緊急事態宣言発令対象地域からの転入者については、感染拡大防止の措置を講じた 上で受け入れに向けた利用調整を市町村へ要請する。

▶ 放課後児童クラブについて

【県内に緊急事態宣言がされた場合】

■県は、放課後児童クラブについても保育所と同様に、臨時休業の要請を行うことを検討する。 (なお、医療従事者等、自宅での監護が困難と考えられる児童に限定した預かり等の代替策の検討について、あらかじめ県から市町村に依頼する。)

> 大学等の高等教育機関について

- ・県内各大学では、学生の感染防止策のため、チラシの配布に加えて、大学ホームページや学内 WEBによる広報を浸透させるよう、メールやLINE等も活用しながら徹底を図っている。
- ・なお、米子工業高等専門学校については、入学式・始業式ともにゴールデンウィーク明けまで 再度延期することを決定した。

> 私立中学校・高等学校について

・今般の県立学校の対応について各私立中学校・高等学校に通知し、情報提供する。

地域づくり推進部の対応

- ■新型コロナウィルス感染拡大防止に係る『緊急事態宣言地域』と繋がる 公共交通事業者の現状の対策
 - 〇高速バス、特急列車
 - 車内での利用者向け新型コロナ啓発チラシの配架、掲示
 - •車内の消毒の徹底
 - 乗務員の手洗い、マスク着用の徹底
 - 席の間隔を空けての乗車
 - 除菌機能付き空気清浄機空調装備車の優先利用(高速バス) 等
 - ⇒『緊急事態宣言』を踏まえて、上記対策の再徹底を依頼するとともに、 高速バスのSA、PAでの休憩回数の増による換気の頻度増や帰着後の 不要不急の外出を控える等の適切な対応の呼び掛けを要請する。

<参考:ローカル路線バスの現状の対策>

- 外気導入や窓を開けての運行
- 車内での利用者向け新型コロナ啓発チラシの配架、掲示等
- ⇒バス停停車時に乗降口を両方空けることにより、換気の頻度を増やすことなどを要請する
 - ※なお、町営バス等での対策徹底のため、参考となる公共交通事業者の対応マニュアル を市町村と情報共有した。

交流人口拡大本部の対応

国内航空便の一部運休について

3月9日から鳥取〜羽田便、米子〜羽田便の各2便(各1往復)が減便となっていましたが、4月9日から各4便(各2往復)の減便となります。 (4/9以降の状況)

区間	便名	出発 時刻	到着 時刻	運休期間
	291	6:45	8:00	4/9~4/28
	293	9:25	10:40	
羽田	295	13:05	14:20	
→鳥取	297	16:30	17:45	4/9~4/28(12、 19、26日を除く)
	299	19:20	20:35	
	292	7:05	8:15	
	294	8:40	9:55	4/9~4/28
鳥取 →羽田	296	11:20	12:40	
	298	15:00	16:15	
	300	18:25	19:50	4/9~4/28(12、 19、26日を除く)

の感味となりまり。			(4/9以降の认沈)	
区間	便名	出発 時刻	到着 時刻	運休期間
	381	6:50	8:05	4/9~4/28
	383	9:25	10:45	
ี จิจิ เม	1087	12:30	13:50	
羽田 →米子	385	14:30	15:50	
N/ 1	387	18:30	19:50	4/9~4/28(12、 19、26日を除く)
	389	20:00	21:20	
	382	7:20	8:40	
	384	8:45	10:05	4/9~4/28
米子 →羽田	386	11:35	13:00	
	1088	14:35	16:00	
	388	16:35	18:05	
	390	20:45	22:15	4/9~4/28(12、 19、26日を除く)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和2年4月7日 新型コロナウイルス感染症 対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症(同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

記

(1)緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月7日から5月6日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2)緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域 とする。

(3)緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認 されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、 全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及 ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

総務部の対応

項目	対策内容
緊急経済対策 (生活支援臨時給付金)	国、鳥取県や他市町村の情報収集及び庁内体制などの検討を開始

税務・債権管理局の対応

項目	対策内容	
所得税の申告期限の再延長への対応	・国税庁から、4月6日、所得税の確定申告期限の柔軟な取り扱いについて報道発表があり、4月17日(金)以降も無期限で確定申告を受け付けることとなった。 ・個人住民税の申告についても、現在申告期限を4月16日まで延長しているところであるが、再度の延長は保育料や各種保険料の算定などその他の業務に影響を与える恐れがあること、申告納税方式の所得税と違い、賦課課税方式の個人住民税は無期限の延長になじまないことなどから、申告期限を再延長しないこととする。	
市税、国保料の納付緩和 措置(徴収猶予の周 知)について	【収納推進課】 ①ポスター、チラシの作成、設置(窓口、支所、商工団体) ②HP、FAQへの掲載 ③催告文書等に徴収猶予等の記載を行い周知を図る。 【R2.4.7現在の対応状況】 ・徴収猶予 1件 4,800千円(固定資産税、2カ月)	

市民生活部の対応

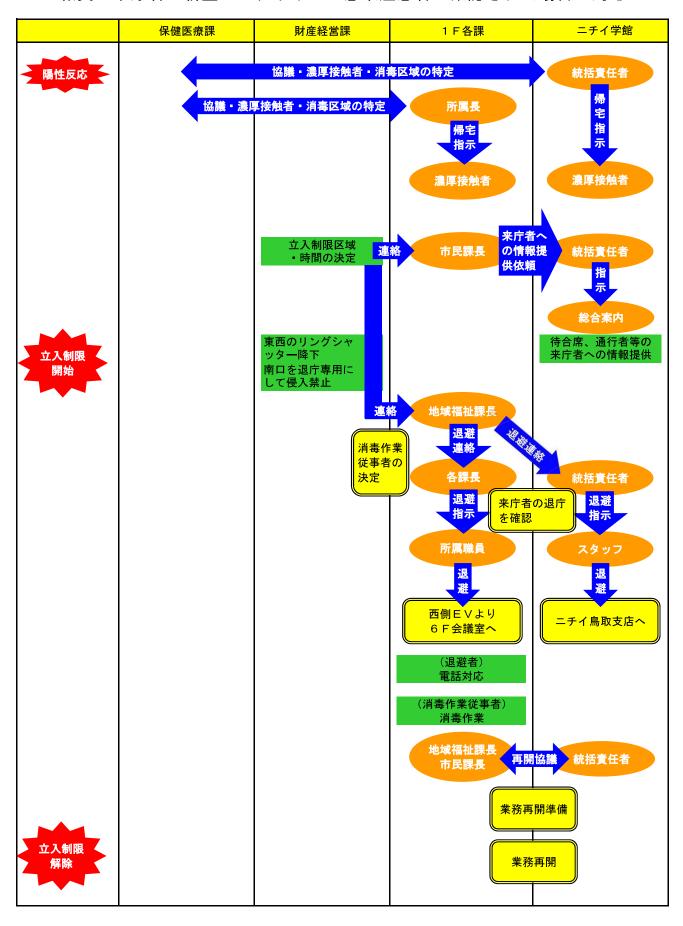
く◆第13回対策本部会議以降の追加対応、変更事項及び緊急事態宣言を受けての対応事項>

項目	対策内容	
関西圏の移住相談窓口 対応	【地域振興課】 ・緊急事態措置の実施に伴う外出自粛要請をうけ、関西事務所勤務の職員へ原則自宅待機の命令を行った。 ・自宅待機にあたっては、市職員対応方針(R2.3.27職員課)に留意することとする。	
非常時におけるコールセン ターへの対応依頼手順作 成	【市民総合相談課】 非常時におけるコールセンターとの連携方法について検討し、対 応依頼手順を作成し、グループウェアのライブラリーに公開予定	

福祉部の対応

項目	対策内容
職員等に感染症患者が確認された場合の本庁舎 1 階の対応フロー図を作成	「本庁舎の消毒実施要領」を受け、市職員、ニチイ学館ス タッフ、来庁者に感染症患者が確認された場合の本庁舎 1 階の対応について、市民課、ニチイ学館と協議の上、フロー図 【別紙】を作成し、市職員とニチイ学館スタッフに周知。
金婚・ダイヤモンド婚記念祝賀式典の中止	5月28日(木)・29日(金)に開催予定であった 「令和2年度 金婚・ダイヤモンド婚記念祝賀式典」は、 共催者の市社協と協議し、中止を決定。 ⇒4月22日(水)の地区社協連絡会において、式典の 中止を周知し、5月上旬に祝賀の該当者全員に式典 中止と祝詞・記念品の配布について文書でお知らせする 予定。 ※祝詞と記念品は、手渡しによる個別配布予定。 (感染症予防を徹底しながら祝賀行事を行う地区等、まと めての配布を希望する地区があれば別途対応。)

職員・来庁者に新型コロナウイルス感染症患者が確認された場合の対応



新型コロナウイルス感染症に係る相談、検査の状況について

2020.4.8 鳥取市保健所

1 相談件数

(1) 相談者別

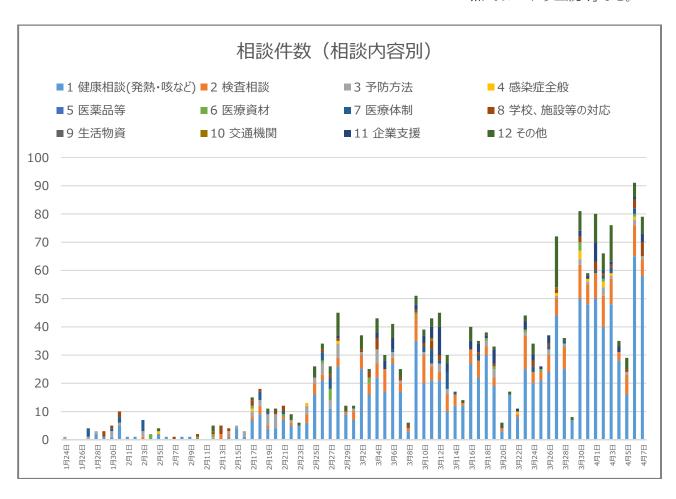
/ IDM/ H/94	
相談者	延件数(件)
住民	1, 351
医療機関	211
その他	241
合 計	1,803

(参考:中部 496件、西部 1,421件)

(2) 相談内容別

相談内容	延件数(件)
健康相談※	1, 111
検査相談	226
予防方法	82
学校施設の対応	59
その他	325
合 計	1,803

※健康相談:「県外に行ったあと熱が出た」、「熱・咳が4日以上続く」など。



2 検査件数

	東部	中部	西部	合計
件数(件)	113	37	105	255

(全て陰性)

(※相談、検査件数とも、令和2年4月7日までの件数)

経済観光部の対応

<現在の対応状況等>

項目	対策内容
情報収集・共有	鳥取商工会議所、鳥取県商工会連合会及び鳥取いなば農 業協同組合と、現在の影響と今後の対策についての意見交換 会を開催。 (4月8日15時)
鳥取市関西事務所の対 応	国の緊急事態宣言に伴う大阪府の緊急事態措置実施により、 鳥取市関西事務所を閉鎖し、職員を自宅待機します。
「麒麟のまち関西情報発信拠点」の対応	国の緊急事態宣言に伴う大阪府の緊急事態措置実施により、「麒麟のまち関西情報発信拠点」を閉鎖します。

経済観光部の対応

項目	対策内容
企業等に対する支援	・融資実行中の地域経済変動対策資金(制度融資)の令和元年度国際経済変動(新型コロナウイルス枠)の市内の事業者からの申込状況融資申込件数:129件融資総額:約29億円※R2.4.6時点鳥取商工会議所聴き取り〔4/7付緊急経済対策関係〕 ・日本政策金融公庫の無利子・無担保融資に加え、都道府県の制度融資による民間金融機関の貸出に対して政府が利子補給することで実質無利子化・中小企業等の事業継続のための給付金制度の創設収入が半分以下に減少した減収部分が給付の対象上限額中小企業200万円まで個人事業主100万円まで※給付方法等については国からの詳細な情報提供待ち

佐治町総合支所の対応

項目	対策内容
◆第13回対策本部会 議以降の追加対応、変 更事項及び緊急事態宣 言を受けての対応事項	「佐治町総合支所における職場での感染防止対策」及び「佐 治町総合支所の消毒実施要領」を作成中

気高町総合支所の対応

項目	対策内容
◆第13回対策本部会 議以降の追加対応、変 更事項及び緊急事態宣 言を受けての対応事項	気高町総合支所の消毒実施要領を作成中

鹿野町総合支所の対応

項目	対策内容
◆第13回対策本部会 議以降の追加対応、変 更事項及び緊急事態宣 言を受けての対応事項	・支所庁舎の消毒実施要領について4月8日を目途に作成予定窓口閉鎖時の西ブロック内応援体制について調整予定・鹿野城跡公園の撮影スポットについて、人の密集・滞留防止のため、4月7日に三脚使用での撮影を禁止する看板設置等による注意喚起

青谷町総合支所の対応

項目	対策内容
◆第13回対策本部会 議以降の追加対応、変 更事項及び緊急事態宣 言を受けての対応事項	・支所庁舎の消毒実施要領について4月8日を目途に作成 予定 窓口閉鎖時の西ブロック内応援体制について調整予定